

大規模災害に対応した行政相談の展開

植 松 健

総務庁行政監察局行政相談企画官

一 はしがき

一月一七日に阪神・淡路地域において発生した地震による被害は極めて甚大であり、政府、地方公共団体等は直ちに被災者への救援活動を始めた。

しかし、被災者からの行政に対する要望や不平・不満の声も聞かれた。そのような状況の下で、総務庁の行政相談業務として、どのような機能の発揮のあるのかについて検討した。すなわち、総務庁においては、平成五年七月一二日に発生した北海道南西沖地震発生後において奥尻島内で、また、平成五年八月の台風一三号による集中豪雨が発生した時に鹿児島市内で、総務庁の地方支分部局である北海道管区行政監

察局（以下「北海道局」という）及び鹿児島行政監察事務所がそれぞれ特別行政相談所を開設した先例等を参考にし、今回の大震災の対応策を検討した。

例えば、北海道局では、奥尻島内において法務局、国税局等一八の関係機関等が参加した「総合行政相談所」を開設し、被災者からの各種の相談や問い合わせ等に応じ、被災者及び関係機関双方から好評を得たことがある。

今回の被災状況は、相当の人的被害が生じていてこと、大規模なライフルイン、交通網、インフラ等の被害を伴つた大都市機能が麻ひしていること、総務庁の現地機関である兵庫行政監察事務所（以下「兵庫事務所」という）が入居している神戸市内の合同庁舎は、一部損壊、

出火し、入居不可能な状態にあること、兵庫事務所の職員も被災していること、通信網の被災により電話連絡もできないことなどの状況であることから、行政相談業務を展開することにもなり時間の経過を要するのではないか、今直ちに必要なのは、救援物資の提供等当面の生活を維持するための緊急援助であつて、行政相談を実施できる状況ではないのではないかとの懸念もある。

一月一九日の政府の緊急対策本部発足と同時に、被災者から国の行政に対する相談、問い合わせ等に関する特別の行政相談を実施することが緊急対策の一環として盛り込まれた。

しかし、被災状況が報道されるに伴い、被災者と行政とをつなぐ手立てとして行政相談業務を展開することが求められているのではないかと判断し、①できるだけ早急に、兵庫事務所において行政相談業務を開始すること、②関係機関等の協力を得て、総合行政相談所を開設すること

二 各省庁等における相談窓口の開設状況

各省庁及び特殊法人においては、従来から設置している相談窓口に今回地震発生に伴つて特設した相談窓口を加え、人命、人権、税、金融、消費者、教育、労働等各種の分野において、来訪、電話、FAX、

表1 各省庁等における相談窓口開設状況（例）

分野	名称	主な相談内容等	主な開設場所	関係省庁等
人命・人権	死亡者リスト照会電話 法務・人権相談所 登記特設電話相談所 電話行政相談	地震による死者リストへの記載の有無照会 借地・借家に係る権利関係 土地境界・分筆手続、相続・贈与登記手続 被災外国人の在留手続	兵庫県警察本部 大阪法務局 〃 大阪入国管理局	警察庁 法務省 〃 〃
税	—	国税の軽減・減免	大阪国税局税務相談室 税務署	大蔵省
金融・経営	震災関連相談窓口 中小企業特別相談窓口 郵便貯金相談コーナー ^一 郵便局案内コーナー ^一	金融機関、借家・借地関係 関税割当、輸出入、貿易 融資、企業経営 支払い停止請求、証書発行請求 簡易保険	近畿財務局 神戸財務事務所 近畿通産局商工部 〃 郵便局 〃	大蔵省 通商産業省 〃 郵政省 〃
消費者	生活問題110番 震災関連消費生活ダイヤル 消費者情報窓口 物価情報窓口	生活問題全般 住宅関連、義援金 食料品の供給確保、価格安定 物資の需給・価格動向	経企庁国民生活局 国民生活センター 近畿農政局消費者行政室 食糧事務所 近畿通産局商工部	経済企画庁 国民生活センター 農林水産省 通商産業省
教育	ハロー電話 —	特例入試等の照会対応 緊急貸与の申請	大学入試センター 日本育英会	文部省 日本育英会
労働	総合相談窓口 緊急雇用相談	賃金、解雇、安全衛生、労災保険 雇用調整助成金、失業給付の特例措置、職業紹介	兵庫労働基準局、管内労働基準監督署 兵庫県内公共職業安定所	労働省 〃
交通	被災地域の交通運行状況FAX、パソコン通信サービス	交通運行状況提供	大臣官房文書課広報室	運輸省
行政全般	特設行政相談所 特別総合行政相談所	国の行政全般 〃（関係機関、団体等が一堂に集まり対応）	兵庫行政監察事務所 神戸市内、西宮市内	総務庁 総務庁ほか

パソコン等の方法により、被災者からの照会等に応じた。その状況を例示すれば、表1のとおり。

地方公共団体においても各種の相談窓口を開設した。兵庫県では、震災を内容とする県民の問い合わせに応じる総合窓口として、一月二二五日に兵庫県災害対策本部の下部に「情報センター」を設置し、同センターは、専門的に回答を要するものについては、各部局に設置している住宅、福祉、教育等各種の相談所等につなぐ役割を果たしてきた。その後、同県は、「阪神・淡路大震災復興本部」の設置に伴い、震災復興に関する相談に総合的に対応するため、同復興本部総括部の下に「兵庫県震災復興総合相談センター」を設置し、ここに総合住宅相談、労働相談、年金保険相談等二二分野の相談コーナーを設けて対応している。

このコーナーには、「国の行政相談」も設置されており、兵庫事務所と行政相談委員が毎週一回対応している。

また、神戸市、西宮市等においても、住民のニーズに対応するため、相談窓口を開設しており、後述のように総務厅もこれに協力している。

三 総務厅における行政

相談の展開

(1) 通常時の行政相談

総務厅の行政相談は、国の行政一般(国や特殊法人の業務、都道府県や市町村が国から委任された業務又は補助金を受けて行っている業務)についての苦情や意見・要望を受け付け、公平・中立な第三者的立場から必要なあっせんを行い、その解決を促進するとともに、行政の制度・運営の改善に役立てるものである。

総務厅の地方支分部局(全国の都道府県厅所在地に管轄監察局又は行政監察事務所が設置されている)や行政相談委員が苦情等の申出の窓口となっており、直接申し出てもよいし、電話や文書による申出でも可能である。年間約二三万件の相談がある。

(2) 被災地における行政

相談所の開設

○五四号(一九九四年一〇月一五日号 参照)。

号 参照)。

号 参照)。

必要な助言や関係機関への通知等を行っている。これらの活動は無報酬で行われている。

なお、被災地域における行政相談委員の活動状況の全貌はまだ把握しきれていないが、避難所における被災者からの要望等を関係機関に通知したり、関係機関からの生活情報等を被災者に通知するなど、まさしくボランティア的活躍をしている行政相談委員もいた(総務厅の行政相談制度についての詳細は、ジュリスト一

ア 特設行政相談所

兵庫事務所では、入居している合

同庁舎が前述のように地震発生後立ち入り禁止となっていたが、一月二

三日から「特設行政相談所」を開設

し、土曜日及び日曜日も含め、連日

被災者からの相談や問い合わせ等に

応じることとした。なお、現在は、

緊急の相談や問い合わせも少なくな

り、平日は職員が受け付け、夜間及

び休日については、留守番電話によ

り対応している。

当初「被災者に対してもどのような情報を的確に提供できるか」が大きな課題であった。

しかし、本庁、近畿局及び兵庫事務所が常日頃培われた調査・情報収集能力を発揮し、行政機関等から各種の緊急対策等に関する情報を収集し、相談担当者用に「震災に伴う各種特別措置に関する情報集」を作成するなどにより、迅速かつ的確な相談事案の処理に努めた。

同相談所には、これまでに年金証書、郵便貯金通帳、運転免許証等の紛失・焼失に関する特別措置などの相談・照会が約一、七〇〇件寄せられた。その相談内容は、震災当初の窓口案内の相談から、時間の経

過後、同県は、「阪神・淡路大震災復興本部」の設置に伴い、震災復興に関する相談に総合的に対応するため、同復興本部総括部の下に「兵庫県震災復興総合相談センター」を設置し、ここに総合住宅相談、労働相談、年金保険相談等二二分野の相談コーナーを設けて対応している。

このコーナーには、「国の行政相談」も設置されており、兵庫事務所と行政相談委員が毎週一回対応している。

行政相談委員は、「行政相談委員法」に基づき、民間有識者の中から総務廳長官が委嘱している者であり、全国の各市町村に約五、〇〇〇人配置され、自宅や公民館等で行政相談所を開設し苦情等を受け付けた。

過とともに、政府の打ち出す各種特例措置の内容照会や複雑な問題へと変化してきている。

地震発生直後から現在に至るまでの相談、問い合わせ等の傾向の概要

表2 特設行政相談所で取り扱った事案（上位5位）の傾向 (単位：件、%)

主な相談内容	1月		2月		3月	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率
○倒壊家屋の解体・撤去、危険度判定	① 約160	34.7	② 約70	9.2	① 約30	9.3
○各種資格証の再発行（年金、免許等）	② 65	14.1	① 80	10.5	③ 15	4.6
○住宅金融公庫関係（返済、支払方法等）	③ 20	4.3	③ 60	7.8	② 20	6.2
○事業再開の融資	③ 20	4.3	④ 40	5.2	⑤ 10	3.1
○仮設住宅	⑤ 15	3.3	⑤ 25	3.3	③ 15	4.6
○災害援護資金						
合 計	481	100	765	100	323	100

(注) 1月は23日以降、3月は24日までの実績である。

は表2のとおりである。

すなわち、地震発生直後に

おいては、倒壊した家屋の解

体・撤去をどうすればよい

か、その補助制度はどうなっ

ているか、年金証書や運転免

許証を焼失したが、どうすれ

ばよいか等緊急の被災関連の

事案が中心となっており、特

定の分野に集中していた。当

事案がみられるとともに、政府

及び地方公共団体の各種の特

例措置が十分周知徹底されて

いない状況も見受けられた。

しかし、これら特例措置等

が浸透するとともに、少しず

つ状況が落ち着いてくると、

事業再開に関するものなど復

興関連の事案が増え、被災者

のニーズがいろいろな分野に

広がってきていることがうか

がえる。今後、ますます複雑

えてくることが予想される。

イ 特別総合行政相談所
(震災なんでも相談所)

前述のとおり、各省庁及び地方公

共団体では自己の行政分野についての相談業務を展開してきたが、被災者からみれば何箇所にも出かけなければならぬ不便さがあり、このことが関係機関を一堂に集めた総合的な相談窓口の設置が強く要請された

ゆえんである。そこで総務省では、近畿局及び兵庫事務所が中心となり、法務局、国税局等の国の行政機関、住宅金融公庫等の特殊法人、関係団体等に働き掛けて、これらの機関が一堂に会して相談を受け付ける「特別総合行政相談所」(震災なんでも相談所)と称し、分かりやすくして開設した。これは、被災者が抱える多種多様な相談や問い合わせに総合的、横断的に対処しようとするものであり、被災者にとっても一箇所で相談できるというメリットがあり、好評であった。

なお、相談所を開設する方針が決まっても、その会場の確保が最大の問題となつた。公的施設等は、損壊しているか、避難場所や救護物資等の倉庫として利用されていたからであった。

○第一回
日時：二月九日（木）・一〇日
場所：神戸市内（神戸地方合同
府舎会議室）
参加機関：一九（国の機関八、
特殊法人五、地方公共団体三、行
政相談委員等三）

○第二回

日時：二月二八日（火）・三月
一日（水）
場所：西宮市内（西宮市役所二



第2回特別総合行政相談所（震災なんでも相談所）

表3 特別総合行政相談所で取り扱った事案（上位5位）の傾向（単位：件、%）

第1回（2月9・10日）			第2回（2月28・3月1日）		
主な相談内容	件数	比率	主な相談内容	件数	比率
①各種資格証の再発行等（年金証書、免許証等）	約 70	23.1	①被災に伴う税金の減免措置	約 180	19.9
②借地・借家	30	9.9	②被災住宅の建替え、補修資金の融資	110	12.2
③被災に伴う税金の減免措置	25	8.3	③罹災証明の発行手続	100	11.1
④事業再開（融資等）	25	8.3	④借地・借家	60	6.6
⑤建物等の登記	20	6.6	⑤建物等の登記	50	5.5
合 計	303	100	合 計	904	100

なお、第三回目は、神戸市内の小学校で開設（四月二〇日、二一日）
階ホール）
参加機関：一六（国の機関五、特殊法人三、地方公共団体三、行政相談委員等五）

する予定であり、今後もこのような相談所を開設することとしているが、被災者が利用しやすい会場を確保することは今後とも課題となる。

第一回目の合同庁舎内での相談所

は、交通機関が集中している「三宮」から徒歩で一五分程度かかり、しかも開設日にはまだ交通機関が復旧していない等のため、来訪者による相談は少ないと予想し、電話による相談体制の充実を図ることとし、NTTの協力によりかなりの臨時電話を設置し対応した。その結果、電話による相談が七割以上を占めた。

第二回目の西宮市内での相談所においては、西宮市の協力をより市役所内の二階ホールで実施することとしたが、市役所は、阪神電車の西宮駅から徒歩で一〇分程度であり、交通の便もよく、また、兵庫事務所が西宮市と共同で相談所を開設している経験からすると、来訪者が多いことが予想され、第一回目とは違って、受付順番カードを発行したり、受付の要員を増や

など来訪者中心の相談体制を充実することとした。結果は、来訪による相談が八割以上を占め、会場に相談者がふれる状況もみられた。

相談内容についてみると、第一回目は、市内のみならず県外からの電話照会もみられ、各種の資格証書の再発行についての手続き照会が多くたのに対して、第二回目は、税金の減免措置関係（被災に伴う所得税の減免、確定申告の特例措置手続きなど）や、被災住宅の建て替え、補修資金の融資に関するものなど生活や事業の復興に関するものが増えていた。その状況は、表3のとおり。

なお、このような相談所の開設については、相談者や各省庁、地方公

共団体の双方から好評を得ており、引き続き、関係機関等の協力を得て開設する予定である。

このような特別総合行政相談所に類似したものは、アメリカにおいてもみることができる。連邦緊急事態管管理庁（FEMA）では、大規模の災害が発生すると現地に事務所を設置し、DAC（Disaster Application Center）を開き、個々の住民や企業の復旧支援を行うと言われている。

ウ 被災市町との共同による特別行政相談所

兵庫事務所では、行政相談委員の協力の下、被災市町と共同し、「特別行政相談所」を開設し、身近な場所で相談、問い合わせ等に対応している。

現在までに、神戸市、西宮市、尼崎市、津名町等の被災市町と協力し、行政相談委員も出席して相談所を開設し、約二二〇〇件の相談を受け付けている。

前述の特別総合行政相談所が、行政についての相談、問い合わせ等に幅広く応じるのに対し、DACが、復旧支援についての貸付金等の申請手続の窓口になっている点において、違いが見られる。DACについては、照会する文献が少ないため、その詳細は明確でない。今後、FEMAの活動状況等との比較検討を行い、日本においてもその対応方法の導入の余地についての検討も必要ではなかろうか。

前回の特別総合行政相談所が、行

付、災害補助金等にかかる相談に応じたり、これらの申請手続を集めて受け付ける場所を開設するようである。

1995.6.20 (No. 1070)

淡路島の津名町で開設したとき、淡路島では初めてであったこと、「行政なんでも相談所」とネーミングしたことなどから、当日N H Kにより全国放映され、兵庫県外からの電話による相談があるなどの反響もあった。引き続き、関係市町及び行政相談委員の協力を得て開設することとしている。

なお、本庁及び近畿管区局においても被災に係る相談を約四〇〇件受け付けている。

(3) 被災地以外における特別行政相談所の開設

四国行政監察支局においては、香川県内に転入した被災者に対して、弁護士会の協力を得て、香川行政相談委員協議会との共催による「特別行政相談所」を高松市内において四月一四日に開設した。この相談所の開設・運営に当たっては、被災地での相談のノウハウを提供するため、前述の相談所の経験者である近畿局の職員を派遣した。総務庁の行政相談の特色の一つである全国ネットワークをいかで、この相談所開設は、マスクをいかした行政相談業務の展開であり、この相談所開設は、マスク及び住民の関心を呼んだ。

当日は五七件の相談があり、義援金の支給、生活資金の借入れ等に関する事案が多かったが、中には、申請しているが、どうなっているのかと請しているが、どうなっているのかと調べてほしい、今、県営住宅に入居しているが、いつまで居住できるのか、被災に関する情報が少なく不安であるなどの相談があり、被災者の兵庫県外での避難生活における不安をうかがうことができる。今後、県外の被災者に対する情報提供や的確な行政対応が求められている。

四 大震災等不測の事態の発生時における行政相談

業務の今後の対応

被災者に対する相談窓口の開設については、マスコミ、国会等においても取り上げられ、その関心の深さが見受けられる。

大規模な地震や台風等不測の事態が発生した場合、各省庁、地方公共団体等による特例措置等をいかに被災者に周知するかは本当に困難な問題である。今回の大震災においては、各省庁等は種々の方法で浸透を図ったが、総務庁において、前述のような多様な行政相談所を開設し、

被災者の多種多様な問い合わせ等に応じたことは、総務庁の行政相談業務の「照会機能」を發揮し、行政と被災者のパイプ役の一端を果たしたと思われる。

件数の絶対量の多少では判断できないが、従来兵庫事務所が直接受理した一年間の相談件数が今回の一ヶ月程度の相談件数に匹敵することからみても、被災者の相談ニーズは高い。今後も復興が進んでいけば、それに関する新たな相談ニーズも生じ、行政相談に対する期待も更に大きくなると思われる。

関係機関等が参加して行つた今回の特別総合行政相談所は、総務庁では、従来から春及び秋に「行政相談週間」を設け、開設してきている行政相談所と同様のものである。そのため、基本的なノウハウを持ついたことに加えて、関係機関との連携についても、各都道府県単位に連絡協議会を設置していたことから、これらのこととが、今回の相談所の開設に当たって、有効に機能したものと思われる。

しかし、大規模な地震、台風等予測し難い事態が発生し、住民に多大の被害を与えた場合、関係機関相互

における従来の仕組みとは別の新たな役割分担及び協力関係を検討する必要があろう。

総務庁においては、災害が発生した場合、防災業務計画（総務庁訓令）に基づき、苦情等の申出に迅速に対応できるよう体制を整備することとされており、前述のように奥尻島において特別行政相談所を開設した実績はあるが、今回のような大規模な地震時における対応については、十分なノウハウがあつたとは言い難い。今後、今回の経験と反省を踏まえて、総務庁の行政相談業務の特色の一つである全国の都道府県に設置されている五〇管区行政監察局・行政監察事務所及び全国の市町村に配置されている約五、〇〇〇人の行政相談委員によるネットワークをいかし、また、各省庁、特殊法人、地方公共団体、各種団体等の関係機関との連携を図り、被災者の多様な相談に応じられるような対応について更に検討していく予定である。

（うえまつ・たけし）